

事務連絡  
令和3年2月5日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局看護課

### ワクチン接種に係る看護職員の確保について

日頃より、看護行政の推進に多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ワクチン接種に係る看護職員の確保については、「へき地の医療機関への看護師等の労働者派遣について」(令和3年2月5日付事務連絡(別添参照))において、本年4月1日から、へき地における看護職員等の医療機関への労働者派遣を可能とする予定であり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和61年政令第95号)の改正後は、へき地にある新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種会場における看護師等の確保にも労働者派遣を活用できる旨をお知らせしたところです。

さらに、地方自治体における一般住民に対する新型コロナのワクチン接種体制のための看護職員確保については、上記の方法の対象とならない自治体を中心に、潜在看護職員を活用する方法も効果的と考えられることから、現在、各都道府県ナースセンターにおいて就職希望を登録している潜在看護職員を活用し、各自治体におけるワクチン接種のための看護職員求人ニーズについて幅広く、積極的なマッチング支援を行っていただきたい旨、中央ナースセンターから各都道府県ナースセンターに周知していただいております。

今後、ワクチン接種のための看護職員が必要な場合は、早い段階から各都道府県ナースセンターに求人のご相談をいただくことが効果的であることから、関係部局及び管内市町村に周知をお願いいたします。

なお、地方自治体において、看護職員の募集・求人を行うに当たっては、これまで保健所等の機関において募集・求人を行うことが事務的に負担であるのご意見を伺っているところであり、ワクチン接種体制に係る募集・求人を行うに際しても、機関毎ではなく本庁で一括して募集・求人を行うことが効率的と考えられるため、参考にしていただくとともに、併せて周知のほどをよろしくお願いいたします。

#### 【照会先】

厚生労働省医政局看護課

担当者：村井、片山

電話：03-5253-1111（内線 4171、2599）

事務連絡  
令和3年2月5日

都道府県  
各保健所設置市衛生主管部（局）御中  
特別区

厚生労働省  
医政局総務課  
医政局医事課  
医政局看護課  
健康局健康課予防接種室  
職業安定局需給調整事業課

### へき地の医療機関への看護師等の労働者派遣について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）により、医師、看護師等が行う医療関連業務については、原則として、労働者派遣が禁止されているところですが、今般、令和3年2月5日付け労働政策審議会職業安定分科会において、へき地にある病院、診療所等の医療機関への看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師（以下「看護師等」という。）の労働者派遣を可能とする「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱」について、おおむね妥当との答申が出されました。

今後、上記答申を踏まえ、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）を速やかに改正することを予定しておりますのでお知らせいたします。

改正の内容は、下記のとおりですが、改正後は、へき地にある新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種会場における看護師等の確保にも労働者派遣を活用できることから、内容について御了知の上、管内市町村、関係団体等に周知し、必要に応じて準備を進めていただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 へき地の医療機関において行われる看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師の業務について、看護師等の人材確保の観点から、既にへき地の医療機関への派遣が認められている医師と同様の枠組みによりチーム医療に対する支障を回避しつつ、労働者派遣を可能とすること。  
※ へき地の医療機関に看護師等を派遣する際の留意点等については、別途通知いたします。

- 2 看護師等の労働者派遣が可能となるへき地の範囲については、令和2年12月1日時点で別添のとおりであること。  
なお、令和3年4月1日時点で改正する予定があること。
- 3 施行日は、令和3年4月1日を予定していること。